

令和8年度宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金の取扱基準

宮津市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱(平成25年告示第24号)における市長が別に定める基準等の取り扱いの詳細は、次のとおりとする。

1. 対象事業の詳細

【自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】	住宅用太陽光発電システム(増設は補助対象としない。)	(1) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの 確認書類 「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」(電力会社)、 「10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(経済産業省)
		(2) 次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの ① 太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、国際電気標準会議(IEC)等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。) 確認書類 「電力購入契約申込書兼系統連系に関する申込書(低圧)」(電力会社) ② パワーコンディショナの定格出力(対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は日本工業規格に基づく。kW表示とする。) 確認書類 「検査成績書」(メーカー)、カタログ(メーカー)
		(3) 次の性能を満たし、かつ、一定の品質、性能が一定期間確保されているシステムであるもの ① 太陽電池モジュールの変換効率が、別表1に定める値以上であるもの 確認書類 「10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(経済産業省) ② 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの 確認書類 「認証書」(JET) ③ 性能保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの 確認書類 「10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(経済産業省)
		(4) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは、未使用品であるもの(移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外) 確認書類 「出力対比表」(メーカー)
		(5) 次の要件を満たすこと ①リース契約により導入するものでないこと ②各種法令等に準拠した設備であること ③商用化されている設備で、かつ、中古設備でないこと ④他の補助金の交付を受けていないこと
住宅用蓄電システム	住宅用蓄電システムについて、次の条件を全て満たす住宅用蓄電システムであること。 (1) 常時、住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの (2) 助成対象設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1kWh以上であるもの 確認書類 「カタログ(メーカー)」	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">住宅用太陽光発電システム(増設は補助対象としない。)</p>	<p>(1) 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの</p> <p>② 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>③ 住宅用太陽光システムで発電した電力量の30%以上を設置場所で自ら消費すること。</p> <p>④ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録をしないこと。</p> <p>⑤ リース契約により導入するものでないこと</p> <p>⑥ 各種法令等に準拠した設備であること</p> <p>⑦ 商用化されている設備で、かつ、中古設備でないこと</p> <p>⑧ 他の補助金の交付を受けていないこと</p> <p>確認書類 「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約のご案内」(電力会社)、 「10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(経済産業省)</p>
		<p>(2) 次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの</p> <p>① 太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、国際電気標準会議(IEC)等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)</p> <p>確認書類 「電力購入契約申込書兼系統連系に関する申込書(低圧)」(関西電力)</p> <p>② パワーコンディショナの定格出力(対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は日本工業規格に基づく。kW表示とする。)</p> <p>確認書類 「検査成績書」(メーカー)、カタログ(メーカー)</p>
		<p>(3) 次の性能を満たし、かつ、一定の品質、性能が一定期間確保されているシステムであるもの</p> <p>① 太陽電池モジュールの変換効率が、別表1に定める値以上であるもの</p> <p>確認書類 「10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(経済産業省)</p> <p>② 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの</p> <p>確認書類 「認証書」(JET)</p> <p>③ 性能保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの</p> <p>確認書類 「10kW未満の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(経済産業省)</p>
		<p>(4) 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナは、未使用品であるもの(移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものは対象外)</p> <p>確認書類 「出力対比表」(メーカー)</p>
<p>住宅用蓄電システム</p>	<p>住宅用蓄電システムについて、次の条件を全て満たす住宅用蓄電システムであること。</p>	<p>(1) 常時、住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの</p> <p>(2) 助成対象設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1kWh以上であるもの</p> <p>(3) リース契約により導入するものでないこと</p>

		<p>(4) 各種法令等に準拠した設備であること</p> <p>(5) 蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 又は IE C 62619 の規格を満たすこと</p> <p>(6) 商用化されている設備で、かつ、中古設備でないこと</p> <p>(7) 他の補助金の交付を受けていないこと</p> <p>確認書類 「カタログ(メーカー)」</p>
【高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業】	共通事項	<p>住宅用太陽光発電・蓄電システムと同時に設置した住宅用の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムで次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>(1) 自家消費型（FIT売電可）事業又は自家消費型（FIT売電不可）事業と併せて実施する事業として、同時に補助金の交付申請をするもの</p> <p>(2) リース契約により導入するものでないこと</p> <p>(3) 各種法令等に準拠した設備であること</p> <p>(4) 商用化されている設備で、かつ、中古設備でないこと</p> <p>(5) 他の補助金の交付を受けていないこと</p>
	高効率給湯機器	<p>従来の給湯機器等に対して 30%以上の省CO2 効果が得られるものであること</p> <p>※ 新築等で既存の設備が存在しない場合は、旧住宅で使用していた機器と比較すること</p> <p>※ 新築等で旧住宅に比較できる設備がない場合、以前に製造されていた同程度の定格能力の給湯機器を従来の給湯機器として設定すること</p> <p>確認書類 「カタログ(メーカー)」、「省CO2効果計算書」</p>
	コージェネレーションシステム設備	<p>都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること</p> <p>確認書類 「カタログ(メーカー)」</p>

2. 補助対象経費

補助対象経費は別表2に掲げる費用とする。ただし、次に掲げる要件は補助対象外経費とする。

- (1) 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- (2) 過剰な設備、予備用の設備、補助対象事業以外において使用することを目的としたもの
- (3) 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- (4) 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- (5) 補助対象事業と直接関係のない工事に要した費用
- (6) 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他ランニング費用
- (7) 経理処理上、補助対象経費とすることが適さないもの

3. 申請時期等

<p>申請時期</p>	<p>【自家消費型(FIT売電可)住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】</p> <p>住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を締結した日から起算して6月以内とする。ただし、本事業とあわせて、住宅用高効率給湯設備設置事業を行う場合は、住宅用高効率給湯設備設置事業の申請時期によるものとする。</p> <p>【自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】及び【高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業】</p> <p>受付開始日以降に契約及び着手し、令和9年1月31日までに事業完了しているものについて、令和9年1月31日までに申請書を提出してください。</p>
<p>事前開始承認</p> <p>【自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】 または【自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】及び【高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業】のみの取扱い</p>	<p>①要件</p> <p>次の要件を全て満たす者については、事業着手前に事業開始承認申請を行い、その承認を得ることで、当該承認の通知を受けた日の属する年度の翌年度に限り、補助金の交付申請を行うことができる。</p> <p>(1) 建築物の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体で契約するもの (2) 補助対象事業の契約締結日から竣工日又は代金支払日のいずれか遅い方までの期間が12か月以上に及ぶもの (3) 事前承認を行った件数が、別に定める件数未満であること</p> <p>②申請方法</p> <p>前項の要件に該当し、事業開始承認申請を行う者は、宮津市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始承認申請書(様式第●号)に下記の書類を添えて、令和8年1月31日までに提出すること。なお、その承認の可否については、事業開始承認(不承認)通知書により、宮津市から申請者へ通知する。</p> <p>(1) 補助対象設備ごとの補助対象経費がわかる見積書(内訳がわかるもの) (2) 補助対象事業の実施予定期間がわかる工程表等 (3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>③承認内容の変更又は廃止</p> <p>事業開始承認の通知を受けた後、申請内容に変更があったとき又は事業開始承認を受けた内容を廃止しようとするときは、宮津市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始変更等承認申請書(様式第●号)に変更内容に係る書類を添えて、令和8年1月31日までに提出すること。その承認の可否については、事業開始変更等承認(不承認)通知書により、宮津市から申請者へ通知する。</p>

	<p>④承認後の事業着手</p> <p>宮津市から事業開始承認又は事業開始変更等承認の通知を受けた者は、事業開始承認日以降に施工事業者との契約締結行為並びに補助対象設備に係る設置工事の着手及び支払を行うものとする。ただし、事業開始承認申請時の要件及び以下の要件を全て満たす必要がある</p> <p>(1) 事業開始承認日から令和8年1月31日までに施工事業者と契約を締結すること</p> <p>(2) 事業開始承認日の属する年度の翌年度内に補助対象設備に係る全ての工事を完了させること (事業開始承認日の属する年度内に終わらせる事業でないこと)</p> <p>(3) 事業開始承認日の翌年度の4月1日から工事の再開許可が通知される日までの期間は、補助対象事業に係る設置工事を実施しないこと</p> <p>(4) 翌年度の申請期間内に交付申請を行うこと</p>
--	--

4. その他（【自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光発電システム等設備設置事業】及び【高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業】 のみの取扱い）

補助金申請にあたり、発電電力等消費計画書及び誓約書兼自己チェックリストを提出し、本事業の要件を満たすことを誓約すること

確認書類 「発電電力等消費計画書」 及び「誓約書兼チェックリスト」

別表1

変換効率

太陽電池の種類	太陽電池モジュールの変換効率基準
シリコン単結晶系	16.0%
シリコン多結晶系	15.0%
シリコン薄膜系	8.5%
化合物系	12.0%

別表2

補助対象経費は、事業を行うために必要な下表に掲げる経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限る。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。

		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度、農林水産省、国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事(補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。

	測量及び試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

※ 住宅用蓄電システムと併用しているパワーコンディショナを設置する場合、蓄電システムに寄与する部分を蓄電システム分として計上し、太陽光発電システムに寄与する部分は、太陽光発電システム分として計上する。